

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	特定公的給付(子育て世帯生活支援特別給付金等)【令和4年3月31日終了】の支給実施に関する基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、基礎とする情報の管理に関する事務(子育て世帯生活支援特別給付金等)【令和4年3月31日終了】における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和5年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定公的給付(子育て世帯生活支援特別給付金等)の支給実施に関する事務【令和4年3月31日終了】
②事務の概要	①「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務【令和4年3月31日終了】 【概要】 本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 ○積極支給 令和3年4月分の児童手当(児童手当法による児童手当の受給者、令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う ○新規認定者に対する積極支給 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者、もしくは特別児童扶養手当の受給資格の認定又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者を随時積極支給の対象者とし、給付金の支給案内を行う ○その他の届出 口座振替変更届に基づき、振替(支給)口座の変更を行う。 ○申請書(請求書)、申立書 申請書(請求書)および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 ②「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」(令和3年11月26日付け府政経運第399号本職通知)を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務【令和4年3月31日終了】 【概要】 本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 ○積極支給 令和3年9月分の児童手当(児童手当法による児童手当)の受給者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う ○新規認定者に対する積極支給 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の児童手当の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者を随時積極支給の対象者とし、給付金の支給案内を行う ○その他の届出 口座振替変更届に基づき、振替(支給)口座の変更を行う。 ○申請書(請求書)、申立書 申請書(請求書)および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。
③システムの名称	1. 特定公的給付(子育て世帯生活支援特別給付金等)システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 宛名システム 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

特定公的給付(子育て世帯生活支援特別給付金等)ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第1号、第3号、第4号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--

②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 児童福祉係 038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-2044 ファクス:0173-42-3946 E-mail:kosodate_kenko@city.tsugaru.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 児童福祉係 038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-2044 ファクス:0173-42-2044 E-mail:kosodate_kenko@city.tsugaru.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]